重要事項説明書

（介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント用）

1　事業所の概要

事業所名	登米市米山･南方地域包括支援センター		
所 在 地 （連絡先）	**米山本所**　登米市米山町西野字的場181番地 米山地域　　電　話　（0220）29-5821 FAX　（0220）55-5977 **南方分室**　登米市南方町新高石浦130番地 南方地域　　電　話　（0220）58-4311 ＊緊急時の対応等への場合を想定し、24 時間電話連絡が取れる体制をとります。		
事業者指定番号	第　0401200043 号		
管理者	新田　朝香		
サービス提供地域	登米市米山町･南方町		
営 業 日	月曜日から金曜日	営業時間	午前　8:30　～　午後　5:15

（注）ただし祝祭日，年末年始（12/29～1/3）は除きます。

2　事業所の職員体制等

職　種	人　員
管理者兼保健師	1 名
主任介護支援専門員	3名
社会福祉士	1 名

3　事業の目的と運営の方針

目　的	地域包括支援センターは、地域の高齢者等の心身の健康保持及び生活の安定のための必要な援助を行うことを業務とし、地域の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援する中核機関として設置する。（介護保険法第 115 条の 46）
運営の方針	その設置目的と「登米市地域包括支援センター運営基本方針」を基に、必要なサービスがきれめなく提供できる体制づくりと、円滑な事業運営を図るため、運営規程を定め、登米市と共通認識のもと、協働して適正な運営にあたります。

4　法人の概要

法人名	社会福祉法人　登米市社会福祉協議会
代表者名	会　長　　千　葉　博　行
所在地	登米市迫町北方字大洞45番地3
電　話	(0220)21－6310

5 介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの内容および利用者負担金

介護予防支援の内容	1カ月当たりの利用料
①介護予防支援(介護予防サービス計画) 又は、介護予防ケアマネジメント	介護予防支援(介護予防サービス計画) 又は介護予防ケアマネジメント　4,420 円 初回加算(初回利用者への評価)　3,000 円 委託連携加算(居宅介護支援事業所へ委託の際) 3,000 円
②介護予防サービス事業者との連絡調整	
③サービス実施状況の把握、評価	
④利用者状況の把握	
⑤給付管理	
⑥要介護認定等申請に対する協力、援助	

※(1)介護予防支援及び介護予防マネジメントについては、原則として利用者の負担はありません。
(2)事業者の担当地域を超える地域に訪問・出張する必要がある場合にはその交通費の支払が必要となります。

6 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

事業者の担当職員(または居宅介護支援事業所の介護支援専門員)が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3ヵ月に 1 回となります。

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援業務の遂行に不可欠と認められる場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

7 相談窓口、苦情対応

○サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にご連絡願います。

【地域包括支援センターの窓口】 **登米市米山・南方地域** **包括支援センター**	**米山本所** **所 在 地**　登米市米山町西野字的場181番地 **電話番号**　(0220)29-5821　FAX　(0220)55-5977 **南方分室** **所 在 地**　登米市南方町新高石浦130番地 **電話番号**　(0220)58-4311 **対応時間**　午前8:30～午後5:15(月～金) **相談員(責任者)**　新田　朝香

○公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

【市町村の窓口】 **登米市福祉事務所** **長寿介護課介護給付係**	**所 在 地**　登米市南方町新高石浦130番地 **電話番号**　(0220)58-5551　FAX　(0220)58-2375 **対応時間**　午前8:30～午後5:15(月～金)
【公的団体の窓口】 **宮城県国民健康保険団体連合会** ※介護予防支援に関する苦情のみ	**所 在 地**　仙台市青葉区上杉1丁目2－3 **電話番号**　(022)222-7700　FAX　(022)222-7260 **対応時間**　午前8:30～午後5:00(月～金)

8 虐待防止の対応

（1）事業所は、利用者の人権を護り虐待を防止するために、虐待防止のための委員会を開催し、職員に周知するとともに、その研修担当者を定め、研修を実施するものとします。

（2）事業所は、居宅サービス事業所または養護者（利用者を現に養護している家族、親族、同居人等）による虐待が疑われた場合には、速やかに、これを市に通報するものとします。

虐待防止研修担当者	

9 業務継続計画

業務継続計画（BCP）の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定介護予防支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとします。

10 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針を策定します。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

11 介護予防支援又は介護予防ケアマネジメント委託先居宅介護支援事業者

事業所の名称			
所 在 地 （連絡先）			
事業者指定番号			
管理者			
担当者名			
営 業 日		営 業 時 間	

【 説明確認欄 】

令和　　年　　月　　日

介護予防支援及又は介護予防ケアマネジメントにかかる契約の締結にあたり、上記のとおり重要事項を説明しました。

事業者　　事業者名(0401200043)
登米市米山･南方地域包括支援センター

説 明 者　　㊞

上記内容のとおり説明を受けました。

利 用 者　　氏　　名　　㊞

上記代理人　　氏　　名　　(続柄　　)　㊞